

## 個人情報保護方針

立石駅北口地区市街地再開発組合

立石駅北口地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、個人情報取扱業者として、信頼を第一に、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な利用と管理を図るために、下記の個人情報保護方針を実行・実施いたします。

### 記

#### 1. 基本姿勢

組合は、当方針を実行するために個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令、ガイドラインおよび組合規則等を、組合役員、事務局員、業務委託先等関係者に周知徹底することにより、個人情報の適正な取り扱いがなされるよう維持・改善してまいります。

#### 2. 安全管理措置

- (1) 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- (2) 組合は、個人情報の漏えい、滅失又はき損等を防止するため、適切な安全管理対策を行うとともに、必要かつ適切な是正措置を講じます。
- (3) 組合は、個人情報の取り扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

#### 3. 個人情報の利用目的について

組合は、取得した個人情報を以下に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。以下に掲げる利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合には、ご本人にその旨を事前に通知し、同意を得た上で個人情報を利用いたします。

- (1) 組合が実施する市街地再開発事業（以下「本事業」といいます。）に関する説明会、総会等（以下「説明会」といいます。）の案内、出欠確認、連絡等のため。
- (2) 本事業に関する資料送付、連絡等のため
- (3) 本事業に関する計画の検討、立案および実行のため。
- (4) 本事業に関する資産評価および補償費等の算定および支払いのため。
- (5) 本事業に関する行政機関への許認可等の申請及び報告のため。
- (6) その他本事業の施行に関し、組合が都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業として本事業を施行するために必要な一切の業務（前各号に付帯する一切の業務を

含む。)を行うため。

(7) 前各号の利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を第三者に提供するため。

#### 4. 利用目的の明示等

組合は、個人情報の入手にあたり、適法かつ公正な手段によってこれを行い、個人情報の利用目的等の必要事項について取得時に明示するか、通知または公表いたします。

#### 5. 個人データの共同利用

組合は以下の(4)の個人データの管理について責任を有する者の下、(2)の者（以下「共同利用者」という。）との間で、(3)の利用目的に必要な範囲内において、(1)の個人データを共同して利用いたしますので、当該個人データを共同利用者に提供させていただきます。

##### (1) 個人データの項目

氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、職業、勤務先情報、年収、家族構成、写真、映像、音声、保有資産・権利の種類および内容、その他利用目的達成のために必要な範囲の項目

##### (2) 共同利用者の範囲

- ① 組合が実施する市街地再開発事業（以下「本事業」という。）に関する許認可権者その他本事業に関わる行政機関（補助金交付申請先も含む。）
- ② 本事業に関する特定業務代行（予定）者及び参加組合員
- ③ 本事業に関するコンサルタント（事業推進、施設計画）
- ④ 本事業に関する建物調査、補償業務委託者
- ⑤ 本事業に関する弁護士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士
- ⑥ 本事業に関する審査委員
- ⑦ 本事業に関する事業記録誌作成業者
- ⑧ その他本事業に関し、組合が都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の遂行に必要な一切の業務を委託する業者（なお、本事業の進捗に応じて、組合が業務を委託する事業者が特定する都度、具体的な事業社名を明記することといたします。）

##### (3) 利用目的

- ① 本事業に関する説明会の案内、出欠確認、連絡等のため。
- ② 本事業に関する資料送付、連絡等のため。
- ③ 本事業に関する計画の検討、立案および実行のため。
- ④ 本事業に関する資産評価および補償費等の算定のため。
- ⑤ 本事業に関する行政機関へ許認可等の申請及び報告のため。
- ⑥ その他本事業の施行に関し必要な一切の業務（前各号に付帯する一切の業務を含

む。)を行うため。

- (4) 当該個人データの管理について責任を有する者  
組合

## 6. 個人データの第三者提供

組合は、取得した個人情報のうち個人データ（以下「個人データ」といいます。）を、以下に掲げる場合に、第三者に提供いたします。組合は、個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人から開示の請求があったときには、当該第三者提供記録を開示します。

- (1) 本人から事前に同意を得た場合。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 上記各号の他、法令により許容される場合。

## 7. 個人情報の開示・訂正等

組合は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等の求めに対し、本人確認のうえ、合理的範囲内で速やかに対応いたします。これらについてのお問い合わせ、その他ご質問等は下記窓口で承っております。

### 記

東京都葛飾区立石四丁目 26 番 2 号

「立石駅北口地区市街地再開発組合事務局」

TEL:03-5672-1596

FAX:03-5672-1597

8. 当方針を変更しようとするときは、法令及び定款の定めに従い、総会の議決を得ることを要します。

9. 当方針は、総会で議決された日から施行いたします。

以 上